

～秩父市新型コロナウイルス感染症対策事業～

秩父市にお住まいの方の 水道基本料金を減免します

秩父市では、市独自の対策として、新型コロナウイルス感染症やそれに伴う物価高騰の影響を受けている方及び事業者を支援するため、令和4年11月から令和5年2月までの請求分を対象に、水道料金のうち基本料金を減免します。

減免の対象者

秩父市内に水栓住所があるお客様が対象です（個人・法人問わず）。
（ただし、官公署及びこれらに属する施設は対象外となります。）

減免の内容

水道料金のうち基本料金を免除します。

メーター口径 13 mm～150 mmの基本料金の全額（裏面を参照）

注意：検針票の金額は減免前の金額です。翌月の納付書発送時、口座等引落時に減額されます。

減免の対象期間

令和4年11月から令和5年2月請求分が対象です。

検針が偶数月の方：11月及び令和5年1月請求分が対象です。

検針が奇数月の方：12月及び令和5年2月請求分が対象です。

裏面もご覧ください

減免の手続き

今回の減免については、手続きは一切不要です。

ご注意ください！！

減免の手続きについて、市役所や水道局から電話がかかってきたり、訪問したり、銀行やATMへ誘導することはありません。

減免金額（税込）

メーター口径	基本料金 (2か月)	1回の請求につき 減免金額	2回の請求につき 減免金額
13mm	2,156円	2,156円	4,312円
20mm	4,026円	4,026円	8,052円
25mm	5,830円	5,830円	11,660円
30・40mm	12,078円	12,078円	24,156円
50mm	22,000円	22,000円	44,000円
75mm	46,860円	46,860円	93,720円
100mm	81,400円	81,400円	162,800円
100mmを超えるもの	170,500円	170,500円	341,000円
公衆浴場用	4,774円	4,774円	9,548円

◎お問い合わせ

- ・ 減免制度に関すること

秩父市市長室総合政策課 ☎22-2823

- ・ 水道料金に関すること

ちちぶ広域水道お客様センター ☎25-5221